

内子町国民保護計画

平成 1 9 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 改訂

内 子 町

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	7
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	7
2	町国民保護計画の構成	7
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	7
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	9
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	11
1	関係機関の事務又は業務の大綱	11
2	関係機関の連絡先	15
第 4 章	町の地理的、社会的特徴	16
1	位置及び地形	16
2	気 候	16
3	人 口	17
4	道 路	18
5	鉄 道	18
6	自衛隊施設	18
7	原子力発電所	18
第 5 章	町国民保護計画が対象とする事態	19
1	武力攻撃事態	19
2	緊急対処事態	21

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	23
第 1	町における組織・体制の整備	23
1	町の各課における平素の業務	23
2	町職員の参集基準等	24
3	消防機関の体制	26
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	26
第 2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	27

3	近隣市町との連携	27
4	指定公共機関等との連携	28
5	ボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	29
1	基本的考え方	29
2	警報等の伝達に必要な準備	30
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5	研修及び訓練	33
1	研 修	33
2	訓 練	33
第2	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	35
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領のパターンの作成	36
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定	37
6	避難施設の指定への協力	37
7	生活関連等施設の把握等	37
第3	要配慮者支援に関する平素からの備え	39
第4	物資及び資材の備蓄、整備	40
1	町における備蓄	40
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
第5	国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2	町対策本部の設置等	45
1	町対策本部の設置	45
2	通信の確保	48
別表1		49
別表2		50

別表 3	51
第 3 章 関係機関相互の連携	54
1 国・県の対策本部との連携	54
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
6 町の行う応援等	55
7 ボランティア団体等に対する支援等	56
8 住民への協力要請	56
第 4 章 警報及び避難の指示等	57
第 1 警報の伝達等	57
1 警報の内容の伝達等	57
2 警報の内容の伝達方法	57
3 緊急通報の伝達及び通知	58
第 2 避難住民の誘導等	58
1 避難の指示の通知・伝達	58
2 避難実施要領の策定	59
3 避難住民の誘導	63
4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	65
第 5 章 救 援	68
1 救援の実施	68
2 関係機関との連携	68
3 救援の内容	69
第 6 章 安否情報の収集・提供	70
1 安否情報の収集	70
2 県に対する報告	71
3 安否情報の照会に対する回答	71
4 日本赤十字社に対する協力	72
第 7 章 武力攻撃災害への対処	73
第 1 武力攻撃災害への対処	73
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	73
2 武力攻撃災害の兆候の通報	73
第 2 応急措置等	73
1 退避の指示	73
2 警戒区域の設定	75
3 応急公用負担等	75
4 消防に関する措置等	76
第 3 生活関連等施設における災害への対処等	77
1 生活関連等施設の安全確保	77

2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	78
第4	武力攻撃原子力災害による災害への対処等	78
1	武力攻撃原子力災害への対処	78
第5	NBC攻撃による災害への対処等	80
1	応急措置の実施	81
2	国の方針に基づく措置の実施	81
3	関係機関との連携	81
4	汚染原因に応じた対応	81
5	町長及び広域消防事務組合の管理者の権限	82
6	要員の安全の確保	82
第8章	被災情報の収集及び報告	83
第9章	保健衛生の確保その他の措置	84
1	保健衛生の確保	84
2	廃棄物の処理	84
第10章	国民生活の安定に関する措置	86
1	生活関連物資等の価格安定	86
2	避難住民等の生活安定等	86
3	生活基盤等の確保	86
第11章	特殊標章等の交付及び管理	87

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	89
1	基本的考え方	89
2	公共的施設の応急の復旧	89
第2章	武力攻撃災害の復旧	90
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	91
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	91
2	損失補償及び損害補償	91
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	91

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	92
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	92

資 料 編

〔関係機関等〕

○関係機関連絡先一覧	94
○内子町国民保護協議会委員名簿	98

〔施設・設備〕

○指定避難所施設等一覧	99
○指定福祉避難施設一覧	101
○医療機関一覧	101
○町内飛行場外離着陸場・緊急時離着陸場一覧表	101
○消防力の現況	102

〔協 定〕

○災害協定締結の状況	105
------------------	-----

〔条 例 等〕

○内子町国民保護協議会条例	107
○内子町国民保護対策本部及び内子町緊急対処事態対策本部条例	108
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援 の程度及び方法の基準	109
○避難実施要領のパターン作成に当たって	115

〔様 式〕

○安否情報関係様式	
・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	133
・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	134
・様式第3号 安否情報報告書	135
・様式第4号 安否情報照会書	136
・様式第5号 安否情報回答書	137
○被災情報の報告様式	138
○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形	139

〔そ の 他〕

○火災・災害等即報要領	140
○国民保護計画用語集	158

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛媛県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、内子町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編・内子町国民保護協議会条例	P. 107
・内子町国民保護協議会委員名簿	P. 98

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化やボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 町地域防災計画の活用

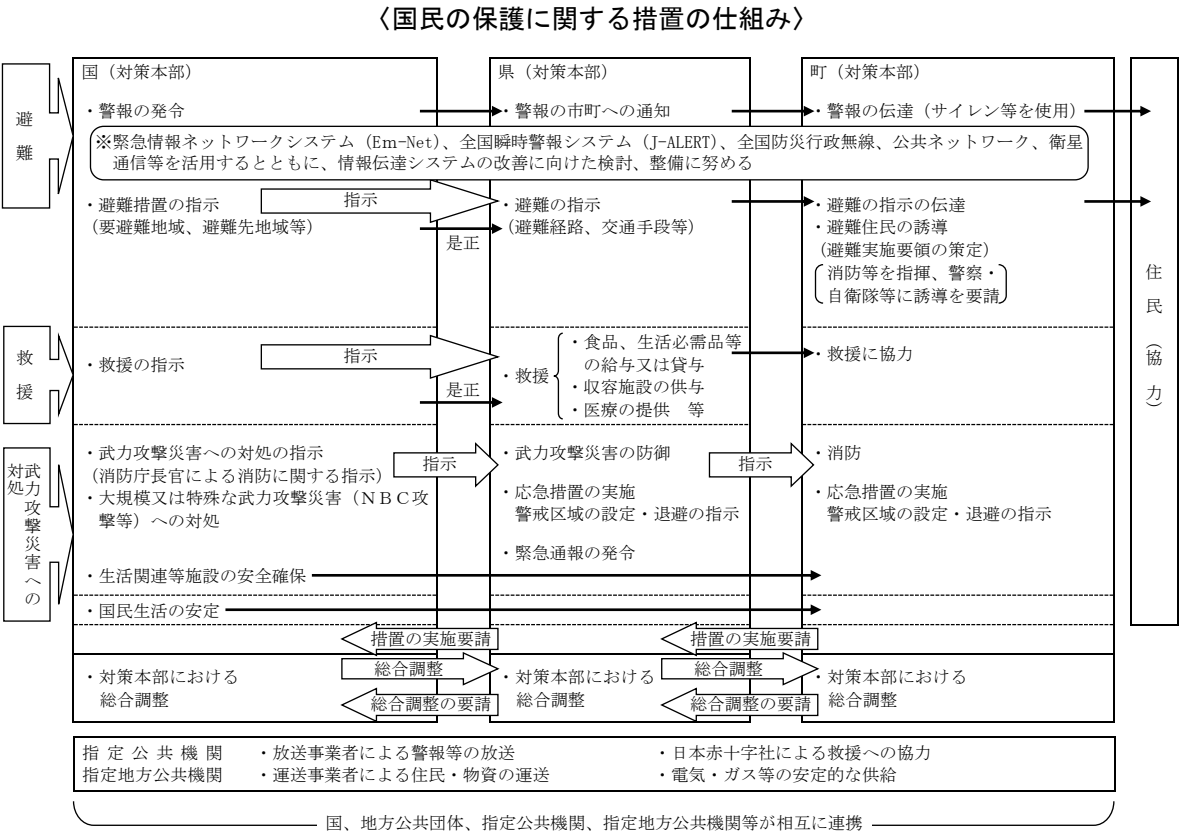
町は、国民保護措置が現行の内子町地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・原子力

災害対策編）（以下「町地域防災計画」という。）における自然災害、事故災害等への対応と共通した事項が多いことから、町地域防災計画に基づく取組を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

なお、国、県、町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な提供その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 （松山財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 （松山税関支署）	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 （四国厚生支局）	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 （愛媛県拠点）	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 (四国支部)	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全
四国地方整備局 (松山河川国道事務所) (大洲河川国道事務所) (松山港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部) (今治海上保安部) (宇和島海上保安部) (新居浜海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

自衛隊の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部) 海上自衛隊 (呉地方総監部) 航空自衛隊 (西部航空方面隊)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

指定公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター) (愛媛医療センター)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター)	1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (四国支店) 株式会社NTTドコモ (四国支社) KDDI株式会社 (四国総支社) ソフトバンク株式会社 (四国技術部)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 (伊方発電所、西条発電所) (愛媛支店)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 (西日本支店)	1 電力施設の保全及び復旧
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店) 日本航空株式会社 (松山支店) 全日本空輸株式会社 (松山支店) 佐川急便株式会社 (松山営業所) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続

指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

その他公私の団体等の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
喜多医師会	1 医療助産等救援活動の実施の協力 2 医師会救護班の編成及び連絡調整
内子町社会福祉協議会	1 武力攻撃災害時におけるボランティア活動体制の整備 2 被災者の自立的生活再建のための生活福祉資金の貸付 3 義援金品の募集、配分
社会福祉施設等管理者	1 施設入所者の安全確保
病院等経営者	1 武力攻撃災害時における負傷者等の医療・助産等 2 被災時の傷病者等の収容、保護 3 避難施設の整備と避難等の訓練
その他関係機関	1 それぞれの業務に関する武力攻撃災害への対処及び復旧等

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編・関係機関連絡先一覧 P. 94

第4章 町の地理的、社会的特徴

町が国民保護措置を適切に実施するに当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

1 位置及び地形

本町は、県のほぼ中央に位置し、東部は久万高原町、北部は砥部町及び伊予市、西部から南部にかけては大洲市、南東部は西予市とそれぞれ接している。

総面積は299.43km²で東西30.0km、南北17.9kmにわたって広がっており、本町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている。地形は、平坦地が少なく、本町のほとんどが山地及び丘陵地となっている。



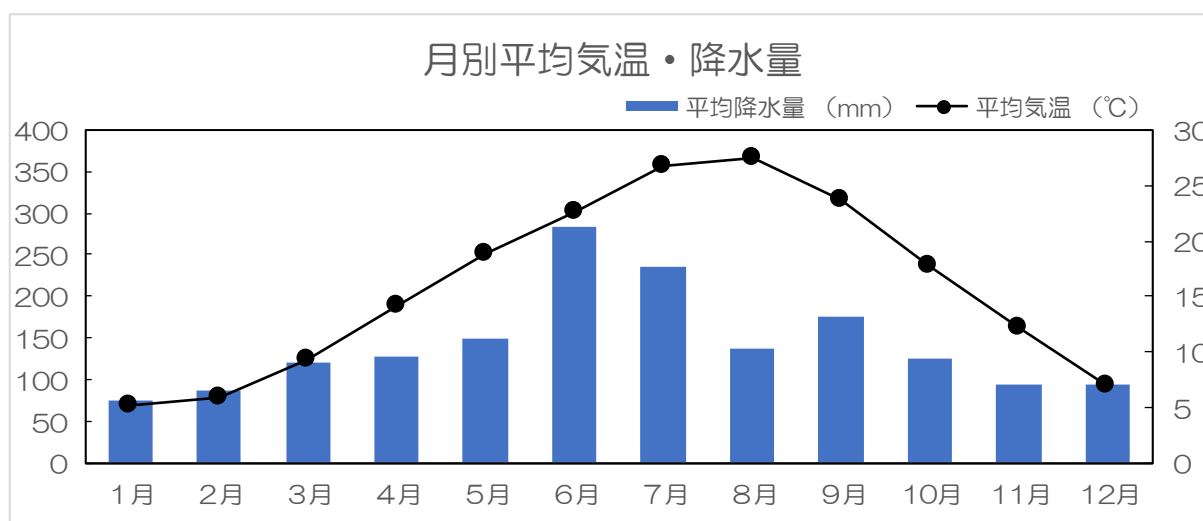
2 気候

本町は、地形的条件から内陸盆地特有の気候特性を示している。年間平均気温は15.9℃と温暖であるが、県内他市町との比較では年間での気温差が比較的大きい土地柄である。

内子地区は、本町の中でも気温が低く、特に冬季の低温が著しい。平均日較差も大きく、盆地特有の気候特性が顕著である。五十崎地区は、中山間のため積雪を見ることはあるが概して少なく、本地区の特性の一つである霧は、10月から4月にかけて発生し、日照時間は短い。年間降水量は、1,700.8mmと松山市と比較すると多い。

〈平均気温・降水量・風速・風向〉

	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	風向
1月	5.1	9.8	1.2	74.8	1.4	西
2月	5.8	11.2	1.4	87.4	1.4	西
3月	9.2	15.2	4.0	119.5	1.4	西南西
4月	14.2	20.9	8.4	127.5	1.4	西南西
5月	18.9	25.6	13.2	149.8	1.2	西南西
6月	22.6	28.0	18.5	282.9	1.0	西南西
7月	26.7	32.2	22.7	234.9	1.1	西南西
8月	27.4	33.4	23.2	138.1	1.1	西南西
9月	23.7	29.4	19.7	175.6	1.0	西南西
10月	17.8	23.8	13.6	124.0	1.0	西南西
11月	12.1	17.8	8.0	94.5	0.9	西南西
12月	7.0	12.0	3.3	94.9	1.2	西
全年	15.9	21.6	11.4	1,700.8	1.2	西南西



(気象庁データ：1991-2020 観測地点：大洲)

3 人口

本町の人口は令和2年の国勢調査で15,322人となっており、世帯数は6,258世帯となっている。

また、人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14歳）は1,610人（10.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は7,443人（48.6%）、老年人口（65歳以上）は6,269人（40.9%）となっており、少子・高齢化傾向が顕著となっている。

人口等の推移

			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口	旧 内 子 町	旧 内 子 町	11,802	11,231	19,620	18,045	16,742	15,322
		旧 五 十 崎 町	5,718	5,720				
		旧 小 田 町	4,158	3,831				
		計	21,678	20,782				
	増 減	数 (△は減)	—	△896	△1,162	△1,575	△1,303	△1,420
		率 (%)	—	95.9	94.4	92.0	92.8	91.5
世 帯	旧 内 子 町	旧 内 子 町	3,642	3,688	7,015	6,722	6,475	6,258
		旧 五 十 崎 町	1,804	1,867				
		旧 小 田 町	1,523	1,507				
		計	6,969	7,062				
	増 減	数 (△は減)	—	93	△47	△293	△247	△217
		率 (%)	—	101.3	99.3	95.8	96.3	96.6
	1世帯当たり人口		3.11	2.94	2.80	2.68	2.59	2.45
高 齢 者 人 口	旧 内 子 町	旧 内 子 町	2,965	3,264	6,467	6,204	6,352	6,269
		旧 五 十 崎 町	1,378	1,506				
		旧 小 田 町	1,392	1,476				
		計	5,735	6,246				
	増 減	数 (△は減)	—	511	221	△263	148	△83
		率 (%)	—	108.9	103.5	95.9	102.4	98.7
	人口に占める割合	町 割 合 (%)	26.5	30.1	32.9	34.4	38.1	40.9
		県 割 合 (%)	18.5	21.4	24.0	26.6	30.6	33.2
		全国割合 (%)	14.5	17.3	20.1	23.0	26.6	28.6

(資料：各年国勢調査)

4 道路

松山自動車道が本町の西部を縦断している。町内のインターチェンジとしては、内子五十崎 I C がある。それとほぼ並行して国道56号が走っており、国道379号と380号が本町のほぼ中央を横断している。

そのほかの主要道路は、次のとおりである。

種 別	道 路 名
主要地方道	県道32号肱川公園線
	県道42号久万中山線
	県道52号小田柳谷線
	県道54号串内子線
	県道55号小田河辺大洲線
	県道56号内子河辺野村線
一般県道	県道211号美川小田線
	県道224号永木内子線
	県道226号串中山線
	県道228号坊屋敷小田線
	県道229号鳥首五十崎線
	県道230号柳沢新谷停車場線
	県道241号池田中山線
	県道242号五百木立山線

5 鉄道

J R 予讃線が町の北西部を国道56号に沿うように縦断している。本町には内子駅、五十崎駅、伊予立川駅の3駅がある。

6 自衛隊施設

自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の中部方面特科隊が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

7 原子力発電所

県西部の佐田岬半島、本町中心部から直線距離で約35kmに位置する伊方町には、四国電力伊方発電所が所在している。伊方発電所は3機の原子炉で構成されているが、1号機については平成28年5月10日に、2号機については平成30年5月23日に運転を終了している。

本町には、伊方発電所からおおむね半径30kmの範囲（緊急時防護措置を準備する区域：UPZ）内に位置する地域が存在する。武力攻撃事態等においては、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を受けることも考慮する。原則として、内子町地域防災計画（原子力災害対策編）に準じ実施するため、国、県及び関係機関との必要な連携を講ずる。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特 徴	留 意 点
① 着上陸侵攻	○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

	特 徴	留 意 点
② ゲリラや特殊	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事の緊急通報の発令、市町村長又は県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
③ 弾道ミサイル攻撃	○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
④ 航空攻撃	○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象と想定されている。

分 類		事 態 例	被 害 の 概 要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	① 原子力事業所等の破壊 ② 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	① 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ② 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	① 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ④ 水源地に対する毒素等の混入	① ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ③ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ② 弾道ミサイル等の飛来	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
--	----------------------------	--	--

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課における平素の業務

町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

〈町の各課における平素の業務〉

課 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
総務課 会計課	・ 国民保護計画に関すること。 ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 町国民保護対策本部に関すること。 ・ 非常時の通信体制の整備に関すること。 ・ 避難実施要領のパターンの作成に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護に係る訓練・研修の総括に関すること。 ・ 国民保護に係る広報・啓発の総括に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 住民に対する警報・緊急通報内容の伝達体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。 ・ 特殊標章等の交付等に関すること。 ・ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等に関すること。
保健福祉課 住民課 税務課 こども支援課	・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。 ・ 福祉関係施設入所者及び在宅要配慮者に対する警報・緊急通報内容の伝達体制の整備に関すること。 ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・ 保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関すること。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。
建設デザイン課 農林振興課 環境政策室	・ 廃棄物処理体制の整備に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 応急復旧体制の整備に関すること。 ・ 所管施設の安全対策に関すること。

課 名	所 掌 事 務 又 は 業 務
学校教育課 自治・学習課 町並・地域振興課	・ 学校施設の管理に関すること。 ・ 児童・生徒の安全確保に関すること。 ・ 文化財の保護に関すること。 ・ ボランティア活動の支援に関すること。
小田支所	各担当業務の所管課に準ずる。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、大洲地区広域消防事務組合消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【町における24時間体制の確保について】

(1) 町部局での対応充実

大洲地区広域消防事務組合消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制を整備する。

(2) 大洲地区広域消防事務組合消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して大洲地区広域消防事務組合消防本部に事務を委ねることを検討する。その際、消防本部を構成する本町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は町が大洲地区広域消防事務組合消防本部から引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、大洲地区広域消防事務組合消防本部は、特に町長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素から、町と大洲地区広域消防事務組合消防本部との連携を密にし、町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

なお、消防本部から住民への初動連絡ができる防災行政無線の遠隔操作機を消防本部に設置済みである。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、町長の行う判断を常時補佐する補佐機能の編成を整える（第3編第2章別表1・別表2（p.49・50））。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務課国民保護担当職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	すべての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

〈町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員〉

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町 長	副 町 長 (H19.4.1から)	教 育 長	総務課長
副 町 長 (H19.4.1から)	教 育 長	総務課長	保健福祉課長
教 育 長	総務課長	保健福祉課長	建設デザイン課長
総務課長	保健福祉課長	建設デザイン課長	学校教育課長

(6) 参集した職員の体制ごとの所掌事務

前記(3)①から③までの体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 務
担当課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務課長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	国民保護対策本部体制に準じ、所掌事務第3編第2章別表3(p.51)に準ずる。
町国民保護対策本部体制	第3編第2章別表3(p.51)のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について留意する。

- 交代要員の確保その他職員の配置

- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めることとされている。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

項 目	救 済 内 容	担 当 課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）	総務課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	総務課
	土地等の使用に関する事（法第82条）	総務課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項、第5項）	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	総務課
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）		総務課
訴訟に関する事（法第6条、第175条）		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書事務取扱規程（平成17年訓令第7号）

等の定めるところにより適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にできるよう、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編・関係機関連絡先一覧	P. 94
---------------	-------

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

町は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

資料編・関係機関連絡先一覧	P. 94
・災害協定締結の状況	P. 105

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編・関係機関連絡先一覧	P. 94
---------------	-------

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と共に災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編・医療機関一覧	P. 101
------------	--------

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町内事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編・災害協定締結の状況	P. 105
---------------	--------

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団

及び市町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部、町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

さらに、衛星通信機能やインターネット等を活用し、関係機関との連携体制の強化を図る。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、町は国から国民保護情報などの緊急情報を送信する、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)を導入している。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者及びその他情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生（児童）委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮する（その際、民生（児童）委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との十分な協議のうえ、その役割を考えることとする。）。

(2) 防災行政無線の整備

町では、防災行政無線（同報系）が整備されており、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。今後は、メール配信や個別受信機の充実により、情報伝達環境の向上を図る。

また、県防災通信システム（地上系・衛星系）及び町防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の整備済みの公共ネットワークの的確な管理を行なう。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷した住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所

- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編・安否情報関係様式	様式第1号	安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	P. 133
	様式第2号	安否情報収集様式(死亡住民)	P. 134
	様式第3号	安否情報報告書	P. 135

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 安否情報システムの活用

町は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編・被災情報の報告様式	P. 138
---------------	--------

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

(3) 報告書の作成

町は、県国民保護計画に基づき、収集した被災情報を速やかに県へ報告する。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施の際は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 季節や地域などの自然的条件等を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、以下のとおり必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておく。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

資料編・関係機関連絡先一覧 P. 94

- ・ 指定避難所施設等一覧 P. 99
- ・ 指定福祉避難施設一覧 P. 101
- ・ 医療機関一覧 P. 101

(2) 近隣市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路

や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講ずる。

その際、避難誘導時において、防災担当課及び福祉担当課を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

町は、平素から県と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者との連携に努める。

(7) 住民への周知

町は、平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援に関する事務の一部を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

町は、地下施設等が存在する場合には、避難施設に指定するよう配慮すること。また、避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮する。

6 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編・指定避難所施設等一覧	P. 94
・指定福祉避難施設一覧	P. 101

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局〉

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送局、放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 公営企業管理局
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部
	4号	高压ガス	経済産業省	県民環境部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	県民環境部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※危険物は大洲地区広域消防事務組合、その他については総務課にて連絡調整を行う。

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

町は、武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

(1) 要配慮者の実態把握

町は、要配慮者について、総務課国民保護担当職員と福祉担当課が連携して、あらかじめ社会福祉協議会、ホームヘルパーや民生児童委員等の協力を得て、自主防災組織及び自治会等の範囲ごとに、その実態を把握するよう努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、要配慮者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備する。

(3) 避難体制の確立

町は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努める。また、町は、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮する。

(4) 国民保護に関する啓発

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に合わせた啓発を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置の備蓄と防災のための備蓄を兼ねるものとする。また、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県等との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社愛媛県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載している。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置等及び初動措置

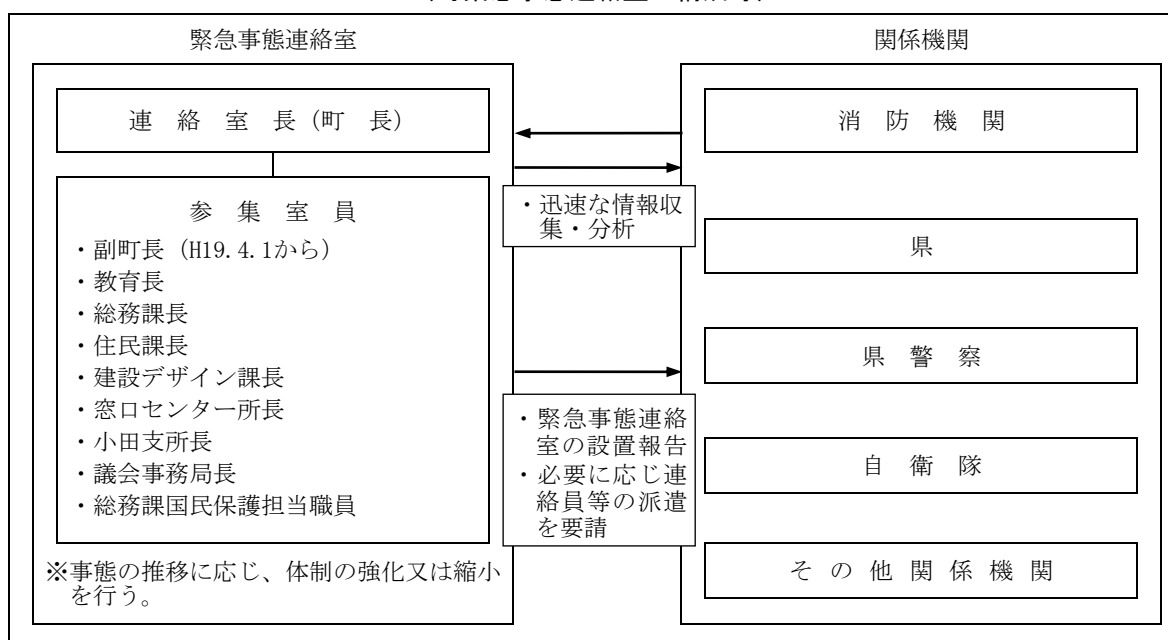
(1) 担当課体制の整備

町は、住民からの通報、県からの連絡などにより武力攻撃事態等である可能性のある事案の発生を把握した場合は、必要に応じ国民保護担当職員を参集させ、直ちに警戒体制をとる。

(2) 緊急事態連絡室の設置

① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

〈町緊急事態連絡室の構成等〉



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

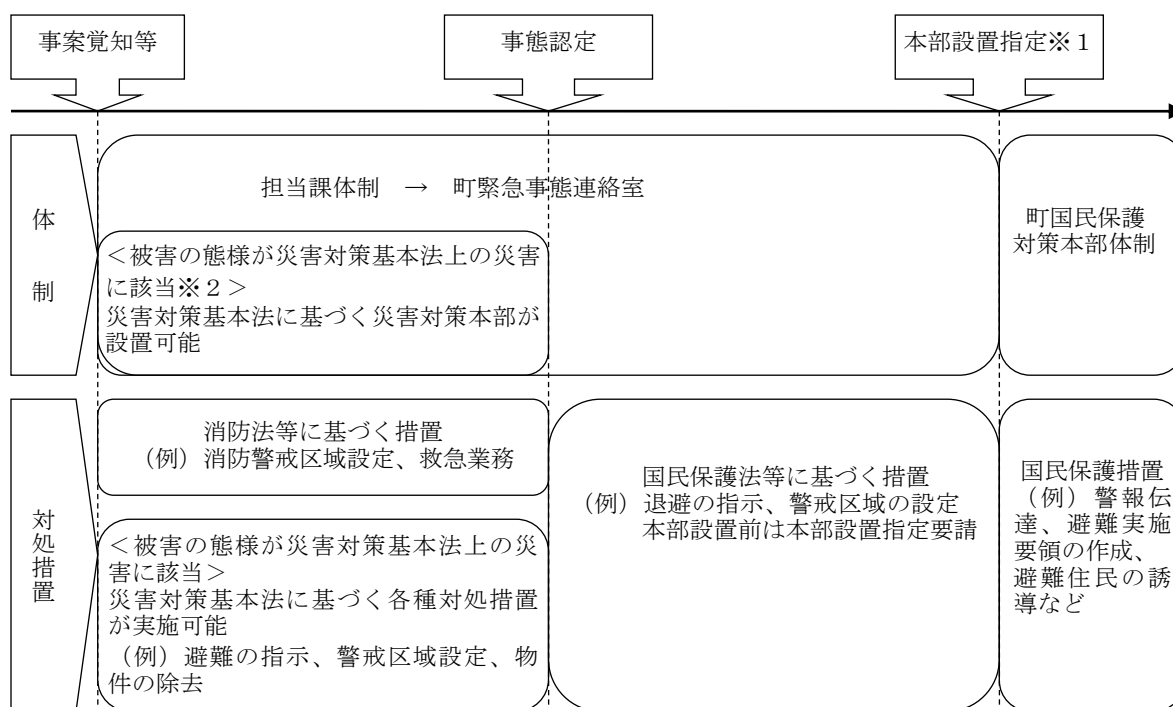
(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。）

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を受けた場合、次の施設に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

〈町対策本部開設場所〉

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
内子町役場本庁舎3階第1会議室	内子町平岡甲168	0893-44-2111	0893-44-4300

⑤ 本部長職務代理者

本部長が不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副町長（H19.4.1から）

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

⑥ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑦ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により変更することを妨げるものではない。

〈町対策本部予備施設〉

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
内子分庁舎 3 階大会議室	内子町内子1515	0893-44-2112	0893-44-6135

また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成、機能及び業務分掌

町対策本部の組織構成、機能及び各組織の業務分掌は別表 1 (p. 49) から別表 3 (p. 53) までのとおりとする。

資料編・内子町国民保護対策本部及び内子町緊急対処事態対策本部条例 P. 108

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、総務課長をもって充てる。

② 広報手段

防災行政無線、広報誌、テレビ・ラジオ・CATV放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

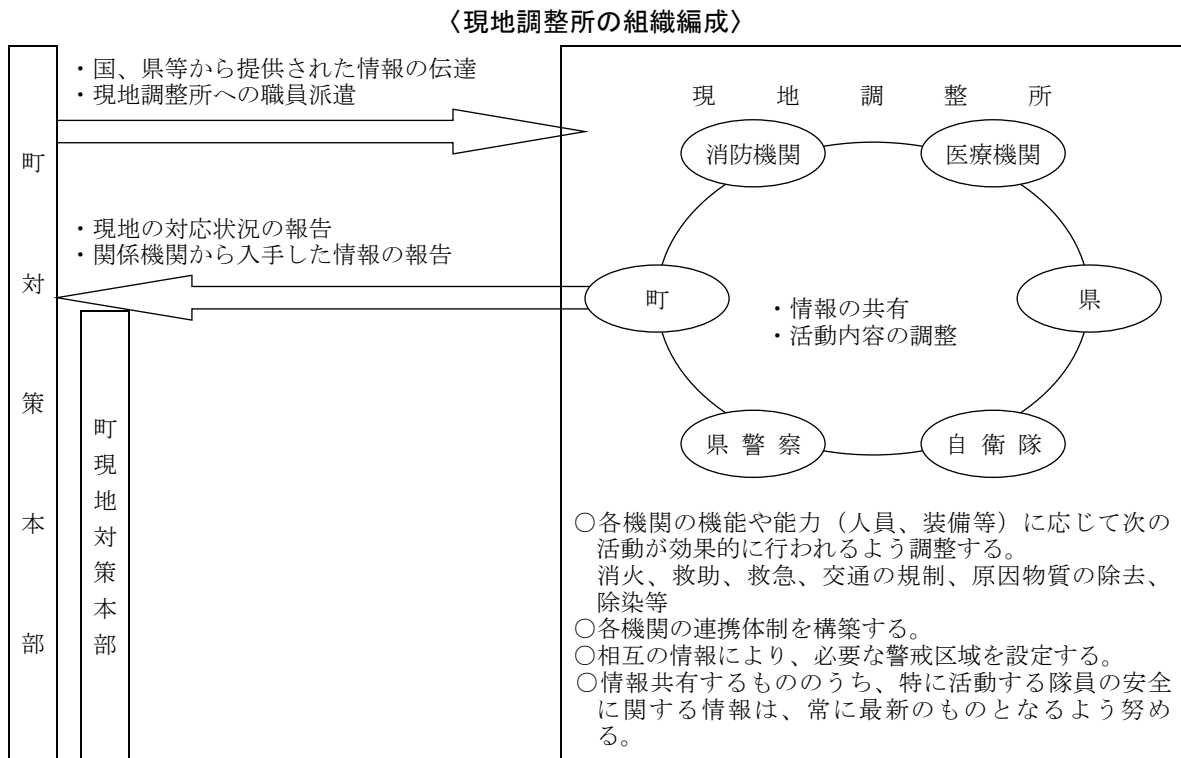
(5) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

町は、現地調整所を設置し、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限の行使が可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することとする。他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう

う、主体的に調整に当たる。))。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

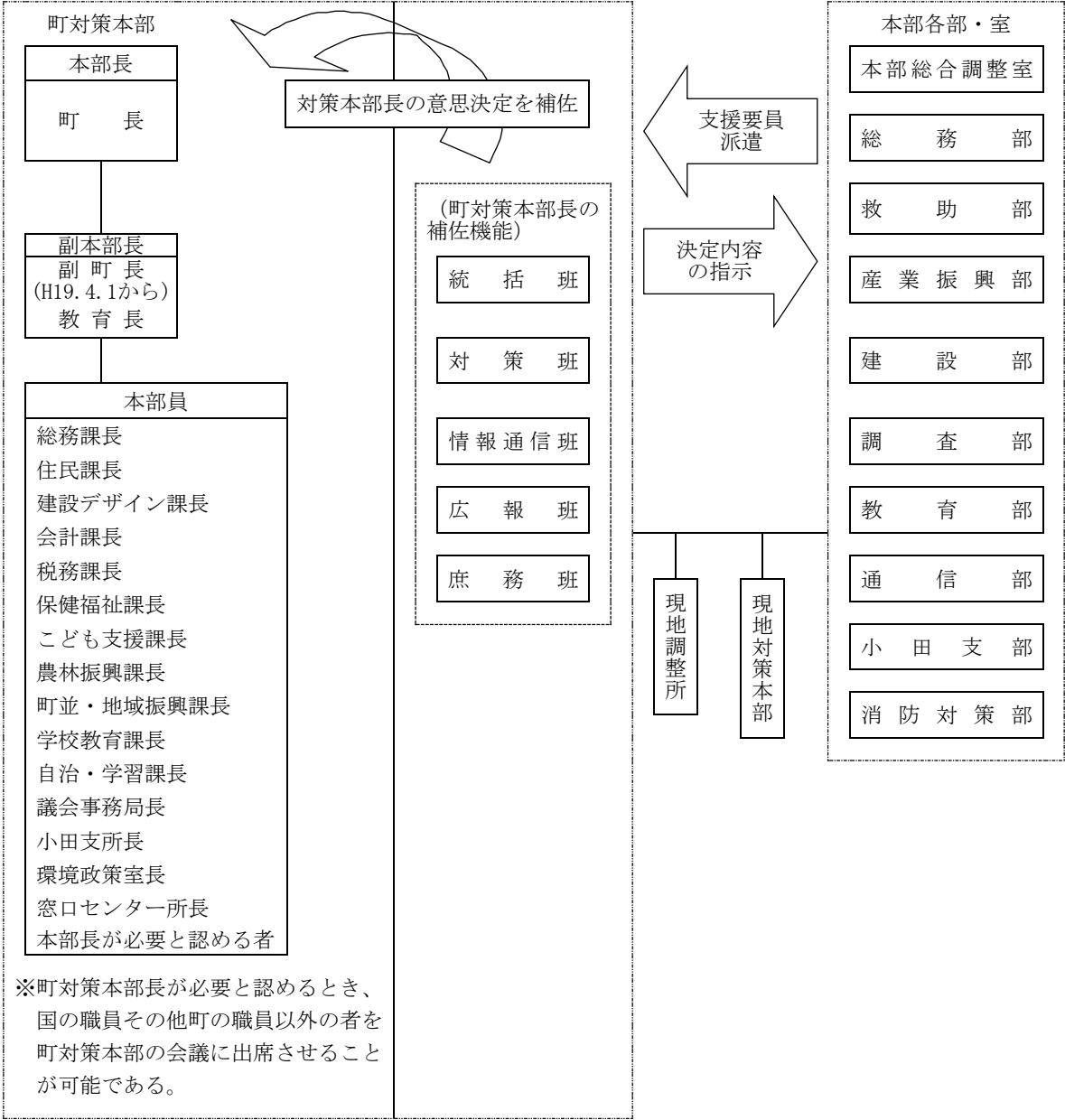
町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応

急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表 1 町対策本部組織構成



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

別表２ 町対策本部長の補佐機能の編成

班	機 能
統 括 班	1 町対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対 策 班	1 町が行う国民保護措置に関する調整 2 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 3 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	1 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 2 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 通信回線や通信機器の確保
広 報 班	1 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶 務 班	1 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 2 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

※総務課職員をもって充てる。

別表 3 町対策本部所掌事務

部（室）名	班 名	所 掌 事 務
本部総合調整室 室 長 副町長 室長付 教育長	—	1 各部に対する警告等の伝達及び被害報告資料の収集整理に関すること。 2 国民保護対策本部等に関すること。 3 特命事項に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 6 住民に対する避難、退避の指示に関すること。 7 避難実施要領の策定に関すること。 8 安否情報の収集に関すること。 9 被害状況の取りまとめ、県等への報告に関すること。 10 通信の確保に関すること。 11 命令決定事項の伝達に関すること。 12 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。
総務部 部 長 総務課長 副部長 会計課長 〃 危機管理班長 〃 政策調整班長 〃 内子総合窓口センター所長	庶務班	1 災害関係職員の動員派遣に関すること。 2 警報等の収集及び伝達に関すること。 3 消防、水防に関すること。 4 協力機関、各区及び関係事業所等の連絡調整に関すること。 5 特殊標章等(赤十字標章を除く。)の交付等に関すること。 6 災害経費の予算措置に関すること。
	財産管理班	1 庁舎、その他町有財産の災害応急対策に関すること。 2 公用車等の配車に関すること。
	出納班	1 金銭、物品の出納に関すること（災害義援金を含む。）。
	交通班	1 交通機関との連絡調整に関すること。 2 建設部と共同して交通不能箇所の調査及び対策に関すること。
	内子窓口班	1 町対策本部との連絡調整に関すること。 2 分庁管内の被害状況のとりまとめに関すること。
救助部 部 長 保健福祉課長 副部長 住民課長 〃 税務課長 〃 こども支援課長	救助班	1 救助活動に必要な情報等の収集に関すること。 2 避難所の開設、運営等に関すること。 3 負傷者の救出、収容に関すること。 4 遺体捜索及び処理に関すること。 5 炊出しに関すること。 6 医師会、医療機関等との連絡に関すること。
	要配慮者支援班	1 避難行動要支援者の安否、避難に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。
	輸送班	1 災害救助物資の輸送に関すること。
	防疫班	1 感染症予防に関すること。 2 食品衛生及び飲料水の確保に関すること。 3 汚物処理に関すること。 4 防疫用薬品の整備補給に関すること。 5 医薬品の整備補給に関すること。

部（室）名	班 名	所 掌 事 務
		6 赤十字標章等の申請に関すること。 7 日本赤十字社その他医療機関との連絡調整に関すること。
	保健班	1 住民の健康保持に関すること。 2 疾病及び精神保健の活動に関すること。
産業振興部 部 長 農林振興課長 副部長 農村支援センター所長	農林班	1 農林産物の被害状況調査に関すること。 2 農業協同組合・林業組合との連絡調整に関すること。 3 農林業被害者に対する融資斡旋に関すること。
	商工水産班	1 商工関係被害状況調査に関すること。 2 水産物の被害状況調査に関すること。 3 水産業関係被害状況調査に関すること。
	物資調達班	1 被害応急対策物品の購入に関すること。 2 食料、飲料、生活必需物資等の確保に関すること。 3 物資の仕分け、配分に関すること。
建設部 部 長 建設デザイン課長 副部長 環境政策室長 〃 上下水道対策班長	公共施設班	1 公共施設の応急処理に関すること。 2 地区内、飲料等の確保に関すること。
	土木班	1 土木施設の応急処理及び被害状況調査に関すること。 2 交通機関との連絡調整に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 災害応急対策に関すること。 5 水門の管理・調整に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災住宅の応急修理に関すること。 9 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 10 その他土木に関すること。
	水道班	1 簡易水道、上下水道施設の被害状況調査及び応急処理に関すること。
調査部 部 長 町並・地域振興課長 副部長 町並・地域振興課長補佐 〃 内子ビジターセンター所長	調査班	1 人的及び住家等一般被害状況調査に関すること。 2 文化財の保護に関すること。
教育部 部 長 学校教育課長 副部長 自治・学習課長	教育班	1 学校教育施設の被害状況調査に関すること。 2 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 3 学校、公民館等の避難所の開設の協力に関すること。 4 被害対策に協力する婦人会、青年会、生徒会等の連絡調整に関すること。 5 学校用品、教科書等の調達に関すること。 6 ボランティアに関すること。
通信部 部 長 議会事務局長	通信班	1 警報、情報等の連絡調整に関すること。 2 被害状況等報告の通信機関確保に関すること。

部（室）名	班 名	所 掌 事 務
小田支部 部 長 小田支所長 副部長 小田支所課長補佐	—	1 町対策本部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の被害状況のとりまとめに関すること。 3 支所管内の応急対策に関すること。
消防対策部 部 長 消防団長	消防本部班	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 消防団員の非常招集及び解除に関すること。 3 被害状況等の情報の収集と伝達に関すること。 4 地域住民等への避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達に関すること。 5 消防関係機関の応援要請に関すること。 6 消防・水防に関すること。 7 警報の広報及び指導に関すること 8 危険物の保安に関すること。 9 防災、人命救助活動に関すること。 10 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 11 警戒通報及び連絡に関すること。 12 人員、機材の輸送に関すること。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 自衛隊の派遣要請

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛媛地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 部隊との意思疎通

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 町は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、青年会議所、病院、診療所、学校等）に警報の内容を伝達する。

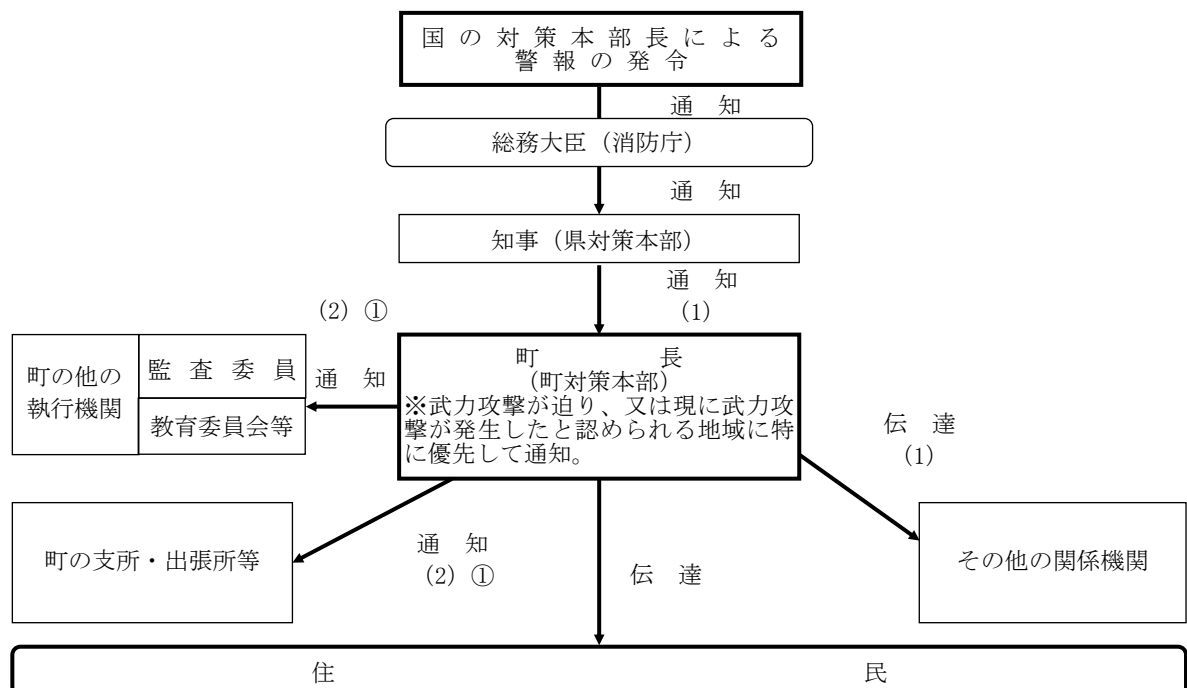
(2) 警報の内容の通知

① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、老人福祉センター、コミュニティセンター、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.uchiko.ehime.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

〈町長から関係機関への警報の通知・伝達〉



※ 町長は、ホームページに警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在町が保有する、緊急情報ネットワークシ

システム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という）と連携している伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、J-ALERTにより同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、町長が必要と認める場合、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災担当課及び福祉担当課との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

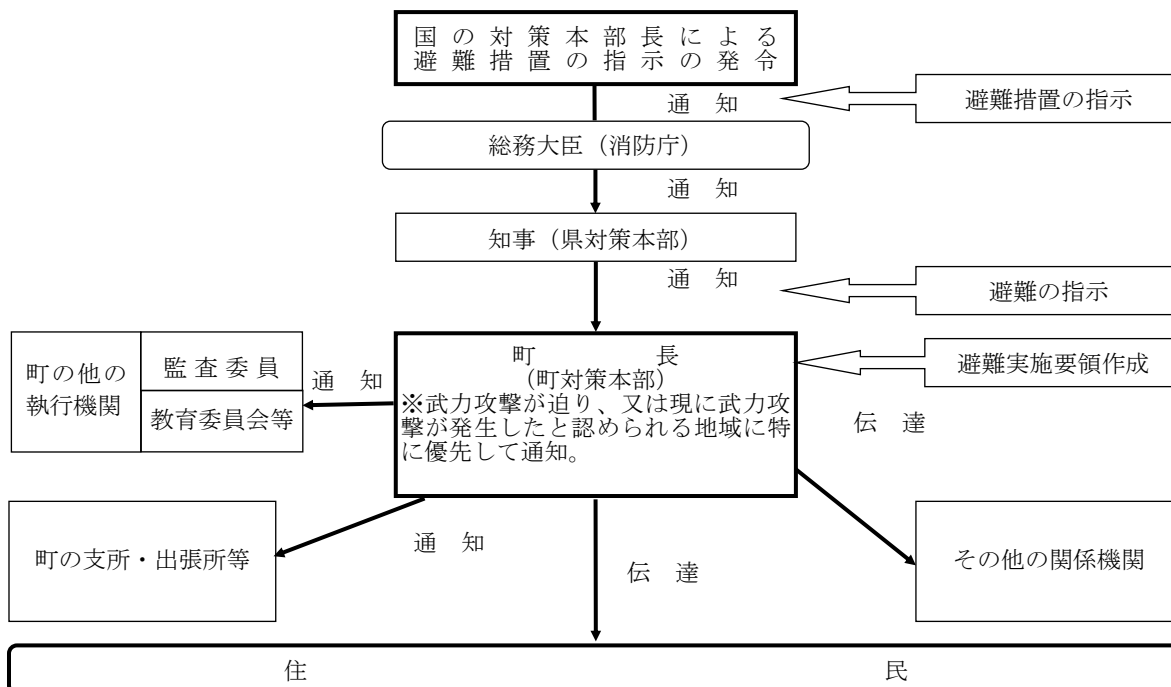
1 避難の指示の通知・伝達

(1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を

迅速に県に提供する。

- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。

〈町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※ 町長は、避難の指示を受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される「市町の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

〈避難実施要領作成の際の主な留意事項及び作成例〉

項 目	留 意 事 項	作 成 例
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	内子町〇〇地区１－２、１－３の住民は「〇〇自治会」、内子町△△地区１－１の住民は〇〇事業所及び「△△自治会」を避難の単位とする。
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：〇〇町〇〇地区２－３にある〇〇町立〇〇中学校体育館
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合の手段を記載する。	集合場所：内子町〇〇地区２－１の内子町立〇〇小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：〇月〇日１５：２０、１５：４０、１６：００
オ 集合に当たっての留意事項	集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、ＪＲ予讃線Ａ駅から、〇月〇日の１５：３０から１０分間隔で運行する〇〇町〇〇駅行きの電車で避難を行う。〇〇町〇〇駅に到着後は、〇〇町及び内子町職員の誘導に従って、徒歩で〇〇町立〇〇中学校体育館に避難する。
キ 町職員、消防職団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 自主防災組織等の活用	自治会や自主防災組織のほか、消防や自衛隊のＯＢなどの協力について記載する。	自治会、自主防災組織等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

項 目	留 意 事 項	作 成 例
ケ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者への対応	自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。
コ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
サ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中の住民に対し、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるような支援内容を記載する。	避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
シ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるように必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：内子町対策本部TEL (担当〇〇〇〇)

資料編・指定避難所施設等一覧	P. 99
・指定福祉避難施設一覧	P. 101

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置)

- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

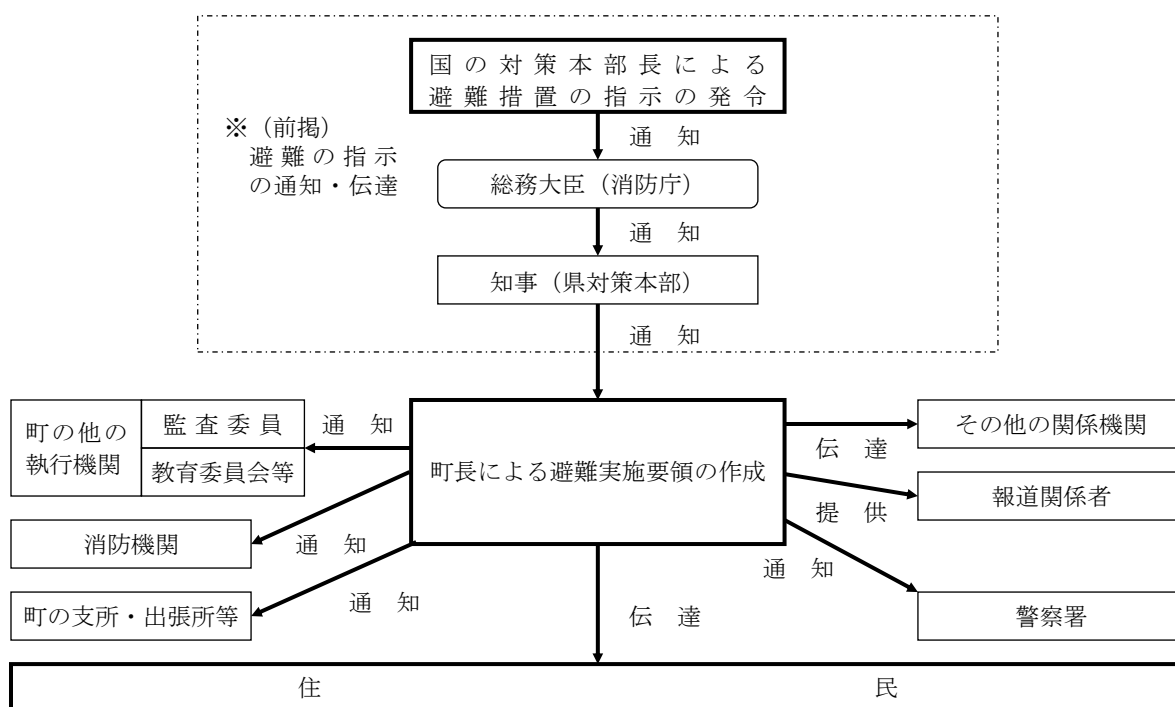
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちにその内容を町の他の執行機関、大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長、警察署長等及び自衛隊愛媛地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

なお、誘導に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）を優先することとし、自治会や自主防災組織等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努める。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

この場合、町長は、大洲地区広域消防事務組合の管理者等に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 必要な措置の要請

町長は、警察官等が避難誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある場合は、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関する必要な措置を講ずるよう要請する。

ア 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、警察官、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下この号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができることとされている。

イ 立入禁止、退去、物件の除去

警告、指示を行う場合、警察官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができることとされている。

なお、警察官がいない場合は、消防吏員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができることとされている。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとれるよう努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) グリラや特殊部隊による攻撃の場合の住民の避難

① グリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② グリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には住民を要避難地域の外に避難させることになる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機

関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(2) NBC攻撃の場合における住民の避難

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋や帽子、雨ガッパなどを着用させるほか、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意する。

①核攻撃の場合

核爆発による熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。直接の被害は受けないものの、放射線降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。

②生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は一律に住民を避難させるのではなく、感染の有無を確認するとともに感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

③化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

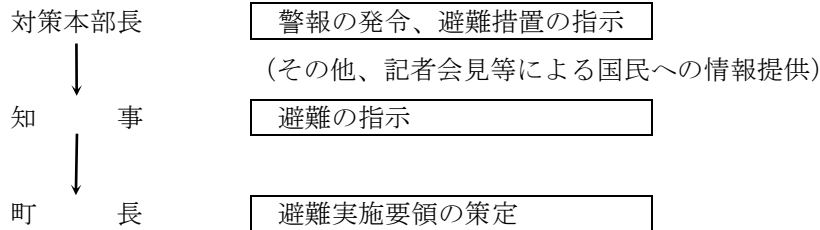
(3) 弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の場合における住民の避難

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる）。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべて市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ること危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域へ避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

④ 航空攻撃は、弾道攻撃の場合と比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であること、弾頭の種類により対応が大きく異なる。したがって、攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難措置を広範囲に指示する必要がある。この際には、弾道ミサイル攻撃同様、できる限り、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階等の地下施設に避難させる。

（4）着上陸侵攻の場合における住民の避難

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることをしない。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社愛

媛県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、救援の実施に関する事務の一部の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

P.109

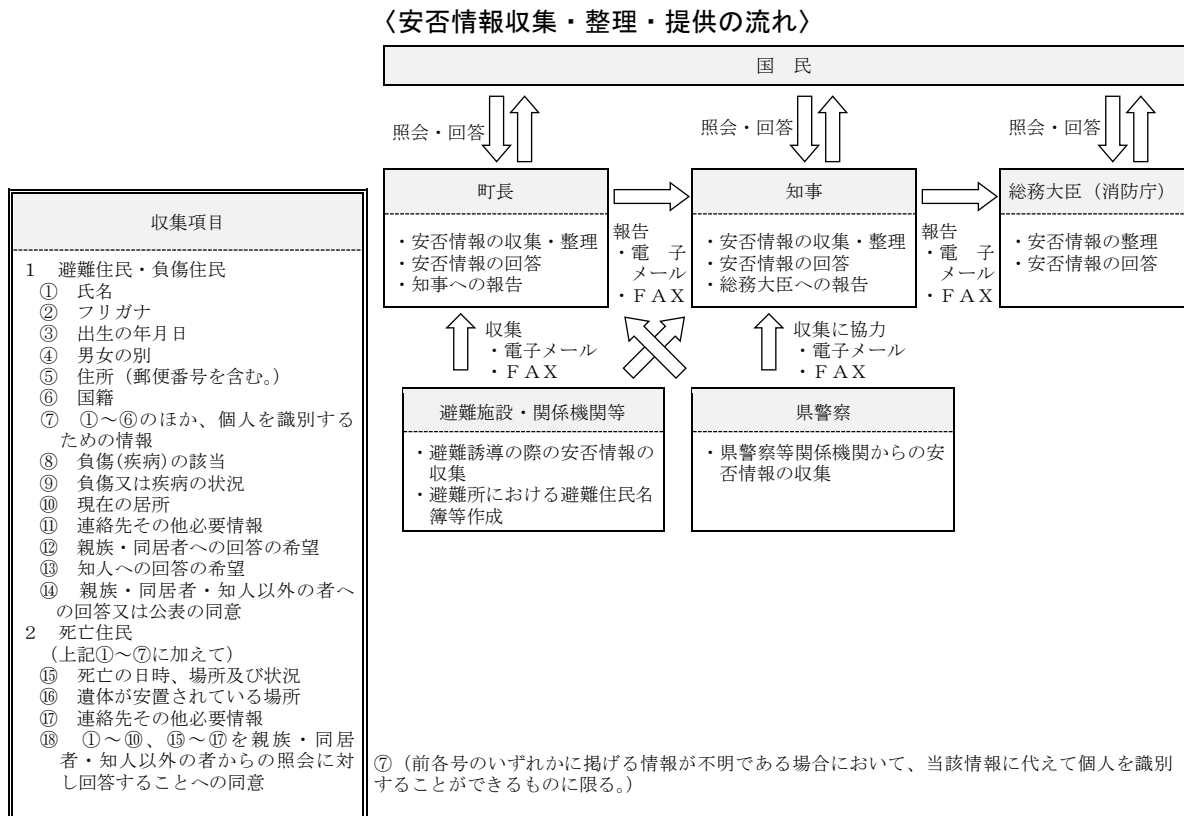
(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編・安否情報関係様式	様式第1号	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	P. 133
	様式第2号	安否情報収集様式（死亡住民）	P. 134

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編・安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書 P.135

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編・安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書 P.136

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編・安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書 P.137

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社愛媛県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

職員又は消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、職員、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、町防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、

次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うこととされており、消防団は、消防長及び消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編・消防力の現況 P. 102

・災害協定締結の状況 P. 105

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本町が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、町長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職、消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

消防法上の危険物等の生活関連等施設については、本町の場合、大洲地区広域消防事務組合消防本部により管理しているので、組合構成市である大洲市及び大洲地区広域消防組合消防本部と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害による災害への対処等

本町には、原子力発電所は存在しないが、原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）があることから、武力攻撃原子力災害への対処等については、国及び県と連携し、「内子町地域防災計画（原子力災害対策編）」の方針に準じて必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり、定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に位置し、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講じる。

この場合において、原子力発電所は危険物資等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活等関連施設に関する措置及び危険物資等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 内子町地域防災計画に準じた措置の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施にあたっては、原則として、国や県と連携し、内子町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

予防的防護措置を準備する区域（P A Z.以下「P A Z」という。）においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level）に基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、P A Z外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難措置等の予防的な防護措置を実施するものとする。

本町に設定されているU P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

(3) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは あらかじめ定める連絡方法により 区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

(4) モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、内子町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5) 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(6) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するよう知事に要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

町は、原子力災害医療を実施するにあたり、県の災害医療対策部の指示に基づき、町民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

また、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等において救護所を開設、運営し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

(8) 職員の安全の確保

町長又は関係消防機関の管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、県対策本部等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(9) 避難帯域時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民に対する避難帯域時検査及び簡易除染の実施については、内子町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、内子町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

設定基準	伊方発電所の緊急防護措置を準備する区域
集落数	1 地区
人口	143人
世帯数	63世帯
避難対象地域（行政区）	黒内坊地区

（人口、世帯数は令和4年11月1日現在 資料：内子町）

【（参考）原子力災害対策指針において実施すべき対策に応じて設定された基準】

原子力発電所の場合

基準	概要
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設からおおむね半径5km」とする。 PAZは、Precautionary Action Zone の略。 愛媛県内では、伊方町が該当する。
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設からおおむね30km」とする。 UPZは、Urgent Protective Action planning Zone の略。 愛媛県内では、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市及び本町が該当する。

上記、PAZ、UPZを含む市町を「重点市町」という。

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策 重点区域外とする。

第5 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、愛媛県消防広域相互応援協定に基づき、必要な資機材・人員の応援要請を行い、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

町は、県や県警察の応援要請により措置に当たる要員に、県及び県警察の所有する防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務部庶務班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、救助部防疫班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 町長及び広域消防事務組合の管理者の権限

町長又は大洲地区広域消防事務組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条 第 1 項	対 象 物 件 等	措 置
第 1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第 2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
国民保護法第108条 第 1 項	対 象 物 件 等	措 置
第 3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第 4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第 5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第 6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は大洲地区広域消防事務組合の管理者は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

町長又は大洲地区広域消防事務組合の管理者は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

町は、水道事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

町は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊表彰等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

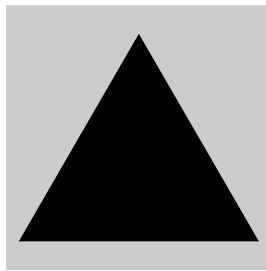
【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条 3 に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

特殊標章の色

オレンジ色（CMYK値：C-0, M36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）

青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）

※ 上記を目安とするが、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条 3 に規定される身分証明書

資料編・国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形 P.139

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特殊標章及び身分証明

書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日付け消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

交付（使用）権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
町 長	・町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消 防 長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

〔関係機関等〕

○関係機関連絡先一覧

1 町

名 称	所 在 地	電話番号
内子町役場 本庁	内子町平岡甲168	(0893) 44-2111
内子町役場 内子分庁	内子町内子1515	(0893) 44-2112
内子町役場 小田支所	内子町小田81	(0892) 52-3111

2 県

名 称	所 在 地	電話番号
愛媛県県民環境部 防災局 防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	(089) 912-2335
愛媛県南予地方局 地域産業振興部 総務県民課	宇和島市天神町7-1	(0895) 28-6102
愛媛県南予地方局 八幡浜支局 総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	(0894) 24-5288
愛媛県南予地方局 八幡浜支局 八幡浜保健所		(0894) 22-0600
愛媛県南予地方局 建設部 大洲土木事務所	大洲市東大洲174	(0893) 24-5121

3 消防

名 称	所 在 地	電話番号
大洲地区広域消防事務組合消防本部 大洲消防署 本署	大洲市大洲1034-4	(0893) 24-0119
大洲地区広域消防事務組合 内子消防署 本署	内子町内子1433	(0893) 43-0119
大洲地区広域消防事務組合 内子消防署 小田出張所	内子町小田42-1	(0892) 52-3292

4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893) 25-1111
大洲警察署 内子交番	内子町内子1432	(0893) 43-0110
大洲警察署 大瀬駐在所	内子町大瀬中央4475	(0893) 47-0201
大洲警察署 城廻駐在所	内子町五百木177-5	(0893) 43-1000
大洲警察署 立山駐在所	内子町立山5398	(0893) 45-0101
大洲警察署 平岡駐在所	内子町平岡甲115-1	(0893) 43-1357
大洲警察署 小田駐在所	内子町小田364-1	(0892) 52-2027
大洲警察署 田渡駐在所	内子町上田渡811	(089) 969-2300

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
自衛隊 愛媛地方協力本部	松山市三番町 8 丁目 352-1	(089) 941-8381
陸上自衛隊 松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	(089) 975-0911
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8 番地 1	(0823) 22-5511
航空自衛隊 西部航空方面隊 司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	(092) 581-4031

6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中国四国管区警察局	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30	(082) 228-6411
中国四国防衛局	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30	(082) 223-8284 ★ (082) 223-8105
四国総合通信局 総務課	松山市味酒町 2 丁目 14-4	(089) 936-5010
四国財務局 松山財務事務所 総務課	松山市若草町 4 番地 3	(089) 941-7185
神戸税関 松山関税支署	松山市海岸通2426番地 5	(089) 951-0301
四国厚生支局 本局	香川県高松市サンポート3番33号	(087) 851-9565
四国厚生支局 愛媛事務所	松山市宮田町188番地6	(089) 986-3156
愛媛労働局 総務課	松山市若草町 4 番地 3	(089) 935-5200
愛媛労働局 大洲公共職業安定所	大洲市中村210-6	(0893) 24-3191
中国四国農政局 愛媛県拠点	松山市宮田町188番地	(089) 932-1177
四国森林管理局 愛媛森林管理署	松山市朝美 2-6-32	(089) 924-0550
四国経済産業局 総務課	香川県高松市サンポート 3 番地 33	(087) 811-8503
中国四国産業保安監督部	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30	(082) 224-5742
中国四国産業保安監督部 四国支部	香川県高松市サンポート 3 番地 33	(087) 811-8585
四国地方整備局 松山河川国道事務所	松山市土居田町797番地 2	(089) 972-0034
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	(0893) 24-5185
四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	松山市海岸通2426番地1	(089) 951-0161
四国運輸局 愛媛運輸支局 総務・企画観光部門	松山市森松町1070	(089) 956-9957
大阪航空局 松山空港事務所	松山市南吉田町2731番地	(089) 972-0319
松山地方気象台 防災業務課	松山市北持田町102	(089) 933-3610
第六管区海上保安本部 松山海上保安部	松山市海岸通2426番地 5	(089) 951-1196
第六管区海上保安本部 今治海上保安部	今治市南大門町 1-3-1	(0898) 32-2882
第六管区海上保安本部 宇和島海上保安部	宇和島市住吉町3丁目1番3号	(0895) 22-1591
第六管区海上保安本部 新居浜海上保安署	新居浜市西原町2-7-55	(0897) 32-0118

★当直室

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	松山市南梅本町甲160番地	(089) 999-1111
独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター	東温市横河原366番地	(089) 964-2411
日本銀行 松山支店	松山市三番町 4 丁目 10 番 2 号	(089) 933-2211
日本赤十字社 愛媛県支部 事務局	松山市岩崎町 2 丁目 3 番 40 号	(089) 921-8603
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内 5	(089) 921-1111

名 称	所 在 地	電話番号
日本郵便株式会社 四国支社 内子郵便局 五十崎郵便局 小田郵便局	松山市宮田町 8-5 内子町内子1527 内子町五十崎甲1118 内子町小田255	(089) 936-5117 (0893) 44-2310 (0893) 44-3425 (0892) 52-2300
西日本高速道路株式会社 四国支社 愛媛高速道路事務所	松山市井門町804番地	(089) 905-0181
本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター	今治市山路751番地 2	(0898) 23-7250
四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部 八幡浜駅（内子駅管轄） 内子駅	松山市南江戸 1 丁目14番 1 号 八幡浜市江戸岡 1-11-5 内子町内子300	(089) 943-5005 (0894) 22-0495 (0893) 44-2233
日本貨物鉄道株式会社 四国支社	香川県高松市香西南町347番地 2	(087) 882-6931
西日本電信電話株式会社 四国支店 災害対策室 N T T フィールドテクノ愛媛設備部	松山市一番町 4-3 松山市南江戸町1283-1	(089) 936-3570 (089) 909-6033
株式会社 N T T ドコモ 四国支社 株式会社 ドコモ C S 四国 愛媛支店	高松市天神前 9 番 1 号 松山市宮西2丁目 9 番33号	(087) 832-2380 (089) 923-5050
K D D I 株式会社 四国総支社 松山支店	松山市本町 3-2-1 ブレッサ松山4階	(089) 941-0077
ソフトバンク株式会社 中国技術部	広島県広島市中区幟町13番地11	(082) 224-2310
四国電力株式会社 伊方発電所 四国電力株式会社 西条発電所 四国電力株式会社 愛媛支店	西宇和郡伊方町九町3-40-3 西条市喜多川853 松山市湊町 6 丁目 6 番地 2 号	(0894) 39-1701 (0897) 56-0260 (089) 946-9707
電源開発株式会社 高松事務所	香川県高松市寿町 1 丁目 1-5	(087) 822-0821
ジェイアール四国バス株式会社 松山支店	松山市竹原 2 丁目 1 番76号	(089) 943-5015
日本航空株式会社 松山支店	松山市千舟町 4 丁目 6 番 1 号	(089) 943-6110
全日本空輸株式会社 松山支店	松山市三番町 4 丁目12番 7 号	(089) 947-3141
佐川急便株式会社 松山営業所	伊予郡砥部町八倉125番地	(089) 958-1181
四国西濃運輸株式会社 松山支店	東温市上村甲980番地	(089) 990-1311
日本通運株式会社 松山支店	松山市大手町 2 丁目26番 3 号	(089) 941-5112
四国福山通運株式会社 松山東支店	松山市北梅本町66番地	(089) 970-1212
ヤマト運輸株式会社 愛媛主管支店	松山市大橋町466番地 1	(089) 903-2222

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
四国ガス株式会社	今治市南大門町 2 丁目 2 番地 4	(0898) 32-4500
伊予鉄道株式会社	松山市湊町4丁目4番1号	(089) 948-3222
一般社団法人愛媛県バス協会	松山市大手町1丁目7番4号	(089) 931-4094
一般社団法人愛媛県トラック協会	松山市井門町1081番地1	(089) 957-1069
石崎汽船株式会社	松山市高浜町5丁目2259番1号	(089) 951-0128
一般社団法人愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	(089) 943-7582
一般社団法人愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	(089) 941-4165
公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後町 2-11-14	(089) 923-1287

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	(089) 933-4371
南海放送株式会社	松山市本町 1-1-1	(089) 915-3333
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町119	(089) 943-1111
株式会社あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	(089) 921-2121
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	(089) 946-4600
株式会社エフエム愛媛	松山市竹原町 1-10-7	(089) 945-1111

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電話番号
内子町社会福祉協議会	内子町内子1515	(0893) 44-3820
内子町社会福祉協議会 五十崎事業所	内子町平岡甲168	(0893) 57-6772
内子町社会福祉協議会 小田支所	内子町小田82	(0892) 52-2627
一般社団法人喜多医師会 事務局	大洲市東大洲1563-1	(0893) 25-3090
内子町商工会	内子町内子1502	(0893) 44-2166
内子町商工会 小田支所	内子町小田81 (小田支所内)	(0892) 52-2144
一般社団法人内子町観光協会	内子町内子2020 (内子町ビジターセンター内)	(0893) 44-3790
愛媛たいき農業協同組合 内子支所	内子町大字内子1553	(0893) 44-4111
愛媛たいき農業協同組合 五十崎支所	内子町平岡甲76-1	(0893) 44-2188
愛媛たいき農業協同組合 大瀬支所	内子町大瀬中央5825	(0893) 47-0111
えひめ中央農業協同組合 小田支所	内子町寺村1018	(0892) 52-3121
内子町森林組合 本所	内子町五百木186-2	(0893) 44-3118
内子町森林組合 小田支所	内子町寺村2478-1	(0892) 52-3135
伊予鉄南予バス株式会社 大洲営業所	大洲市西大洲甲577	(0893) 24-3148

10 近隣市町

市 町 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号
大洲市	総務部 危機管理課	大洲市大洲690-1	(0893) 24-1742
伊予市	総務部 危機管理課	伊予市米湊820	(089) 982-1218
西予市	総務部 危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	(0894) 62-6491
久万高原町	総務課 危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	(0892) 21-1111
砥部町	総務課 危機管理室	伊予郡砥部町宮内1392	(089) 962-6110

○内子町国民保護協議会委員名簿

番号	委 員 職 名	国 民 保 護 法 の 根 拠	
1	町長	市町村長（会長）	第40条第2項
2	四国地方整備局大洲河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員	第40条第4項第1号
3	愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室長	都道府県の職員	第40条第4項第3号
4	大洲警察署長		
5	副町長（H19. 4. 1から）	市町村の副市町村長	第40条第4項第4号
6	教育長	教育委員会の教育長及び消防長	第40条第4項第5号
7	内子町消防団長		
8	大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長		
9	総務課長	市町村の職員	第40条第4項第6号
10	保健福祉課長		
11	建設デザイン課長		
12	学校教育課長		
13	小田支所長		
14	内子郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	第40条第4項第7号
15	四国旅客鉄道株式会社 八幡浜駅 管理総括助役		
16	西日本電信電話株式会社 四国支店 設備部 災害対策室長		
17	四国電力送配電株式会社 宇和島支社 大洲事業所長		
18	一般社団法人喜多医師会長		
19	内子町自治会連絡会長	国民の保護のための措置に関し 知識、経験を有する者	第40条第4項第8号
20	陸上自衛隊中部方面特科隊 第3中隊長	自衛隊に所属する者（任命に当 たって防衛大臣の同意を得た者 に限る。）	第40条第4項第2号

〔施設・設備〕

○指定避難所施設等一覧

(令和4年11月現在)

No.	地 区		名 称	所 在 地	電話番号 (0893)
1	全 町	—	内子スポーツセンター	内子町五百木192番地	43-0136
2	全 町	—	五十崎自治センター	内子町平岡甲185番地 1	43-1221
3	全 町	—	小田自治センター	内子町寺村251番地第 3	52-3117
4	全 町	—	内子自治センター	内子町内子3427番地	44-3073
5	内子地区	内子	内子小学校	内子町内子3147番地	44-2849
6	内子地区	内子	内子中学校	内子町内子2789番地	44-3155
7	内子地区	内子	愛媛県立内子高等学校	内子町内子3397番地	44-2105
8	内子地区	内子	六日市自治会館	内子町内子1500番地	43-0174
9	内子地区	内子	中央自治会館	内子町内子2395番地	—
10	内子地区	内子	八日市自治会館	内子町内子2601番地 1	—
11	内子地区	内子	畑中自治会館	内子町内子3359番地	—
12	内子地区	内子	廿日市自治会館	内子町内子316番地	43-0325
13	内子地区	内子	第五自治会館	内子町知清470番地 1	—
14	内子地区	五城	内子東自治センター	内子町五百木187番地	43-0136
15	内子地区	五城	和田自治会館	内子町五百木2263番地 1	—
16	内子地区	五城	長田自治会館	内子町五百木4192番地	—
17	内子地区	五城	うちこ福祉館	内子町城廻301番地 1	44-3410
18	内子地区	大瀬	大瀬小学校	内子町大瀬中央4567番地	47-0002
19	内子地区	大瀬	大瀬中学校	内子町大瀬中央5880番地	47-1141
20	内子地区	大瀬	元程内小学校	内子町大瀬北990番地	—
21	内子地区	大瀬	大瀬自治センター	内子町大瀬中央4607番地	47-0102
22	内子地区	大瀬	程内自治会館	内子町大瀬北3107番地 1	—
23	内子地区	大瀬	川登自治会館	内子町大瀬東3581番地	47-0858
24	内子地区	大瀬	池田自治会館	内子町大瀬南4584番地	—
25	内子地区	大瀬	村前自治会館	内子町大瀬南590番地 1	—
26	内子地区	立川	立川小学校	内子町立山1272番地	45-0301
27	内子地区	立川	立川自治会館	内子町川中1913番地	45-0851
28	内子地区	満穂	石畳小学校	内子町石畳4631番地	43-1679
29	内子地区	満穂	論田自治会館	内子町河内2545番地 1	43-0347
30	内子地区	満穂	河内自治会館	内子町河内778番地 1	—
31	内子地区	満穂	石畳自治会館	内子町石畳4626番地	43-0337

No.	地 区		名 称	所 在 地	電話番号 (0893) 小田地区 (0892)
32	五十崎地区	五十崎	五十崎小学校	内子町五十崎甲1485番地	44-2024
33	五十崎地区	五十崎	五十崎龍王自治会館	内子町五十崎甲1350番地 1	—
34	五十崎地区	五十崎	五十崎新町自治会館	内子町五十崎甲1303番地14	—
35	五十崎地区	五十崎	五十崎中央自治会館	内子町五十崎甲927番地 1	—
36	五十崎地区	五十崎	神南自治会館	内子町五十崎甲297番地 2	—
37	五十崎地区	天神	天神小学校	内子町平岡甲455番地	44-2219
38	五十崎地区	天神	五十崎中学校	内子町平岡甲1569番地	44-2329
39	五十崎地区	天神	五十崎体育館	内子町平岡甲682番地 1	—
40	五十崎地区	天神	平岡自治会館	内子町平岡甲1186番地 4	—
41	五十崎地区	天神	東沖自治会館	内子町平岡甲1895番地 5	—
42	五十崎地区	天神	西沖自治会館	内子町平岡甲37番地 1	—
43	五十崎地区	天神	柿原自治会館	内子町平岡甲2133番地 1	—
44	五十崎地区	天神	重松自治会館	内子町重松甲836番地 3	—
45	五十崎地区	天神	宿福自治会館	内子町宿間甲297番地 1	—
46	五十崎地区	御祓	元御祓小学校	内子町只海甲456番地	—
47	五十崎地区	御祓	御祓自治会館	内子町北表甲973番地 7	—
48	小田地区	参川	元参川小学校	内子町本川3984番地	—
49	小田地区	参川	参川地区体育館	内子町中川3356番地	—
50	小田地区	参川	上川交流センター	内子町上川2875番地	52-2302
51	小田地区	参川	本川自治会館	内子町本川570番地第 1	52-2987
52	小田地区	参川	中川自治会館	内子町中川1651番地	52-2982
53	小田地区	参川	上川自治会館	内子町上川4070番地	52-2987
54	小田地区	小田	小田小学校・小田中学校	内子町寺村557番地	52-2318
55	小田地区	小田	愛媛県立内子高等学校小田分校	内子町寺村978番地	52-2042
56	小田地区	小田	城の台公園体育館	内子町小田420番地	52-2020
57	小田地区	小田	立石自治会館	内子町立石936番地	52-2977
58	小田地区	小田	南山自治会館	内子町南山1199番地 1	52-2985
59	小田地区	小田	寺村自治会館	内子町寺村1077番地	52-2983
60	小田地区	小田	小田自治会館	内子町小田343番地	—
61	小田地区	小田	平野自治会館	内子町日野川544番地	—
62	小田地区	小田	立石交流施設	内子町立石1862番地	—
63	小田地区	田渡	元田渡小学校	内子町上田渡294番地	—
64	小田地区	田渡	吉野川自治会館	内子町吉野川59番地	52-2981
65	小田地区	田渡	中田渡自治会館	内子町中田渡278番地	—
66	小田地区	田渡	上田渡自治会館	内子町上田渡805番地	—
67	小田地区	田渡	臼杵自治会館	内子町臼杵3685番地	※089-969-2052

資料：内子町地域防災計画（令和2年3月修正版）

○指定福祉避難施設一覧

(令和4年11月現在)

No.	地 区	名 称	所 在 地	電話番号(0893)
1	内子地区	特別養護老人ホーム「みどり苑」	内子町立山4740	45-0141
2	五十崎地区	特別養護老人ホーム「神南荘」	内子町五十崎甲881	43-1901
3	小田地区	特別養護老人ホーム「緑風荘」	内子町小田149-1	(0892) 52-3101

資料：内子町地域防災計画（令和2年3月修正版）

○医療機関一覧

1 町内医療機関

区 分	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
病院	加戸病院	内子町内子771	(0893) 44-5500
救護診療所	済生会小田診療所	内子町小田130	(0892) 52-3151
—	土居内科外科医院	内子町平岡甲135-1	(0893) 44-5521

2 県内拠点病院

区 分	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
災害基幹拠点病院	県立中央病院	松山市春日町83	(089) 947-1111
災害拠点病院	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1-638	(0894) 22-3211

○町内飛行場外離着陸場・緊急時離着陸場一覧表

番号	名称	所在地	区分		緯度 N (度分秒)	経度 E (度分秒)
			消防防災ヘリ	愛媛県 ドクターヘリ ランデブー ポイント		
1	小田川河川敷	内子町平岡甲220番地	拠点	指定	33.31 45	132.39 27
2	内子運動公園野球場	内子町内子172番地	緊急	指定	33.32 58	132.38 27
3	ソルファ小田スキー ゲレンデ 第2駐車場	内子町中川小田深山	緊急	指定	33.32 40	132.50 00
4	大瀬中学校	内子町大瀬中央5880番地	指定なし	指定	33.34 24	132.42 50
5	小田中学校 第2グラウンド	内子町寺村2814番地	緊急	指定	33.34 03	132.47 57
6	城の台公園	内子町小田420番地	拠点	指定	33.34 08	132.48 23

○消防力の現況

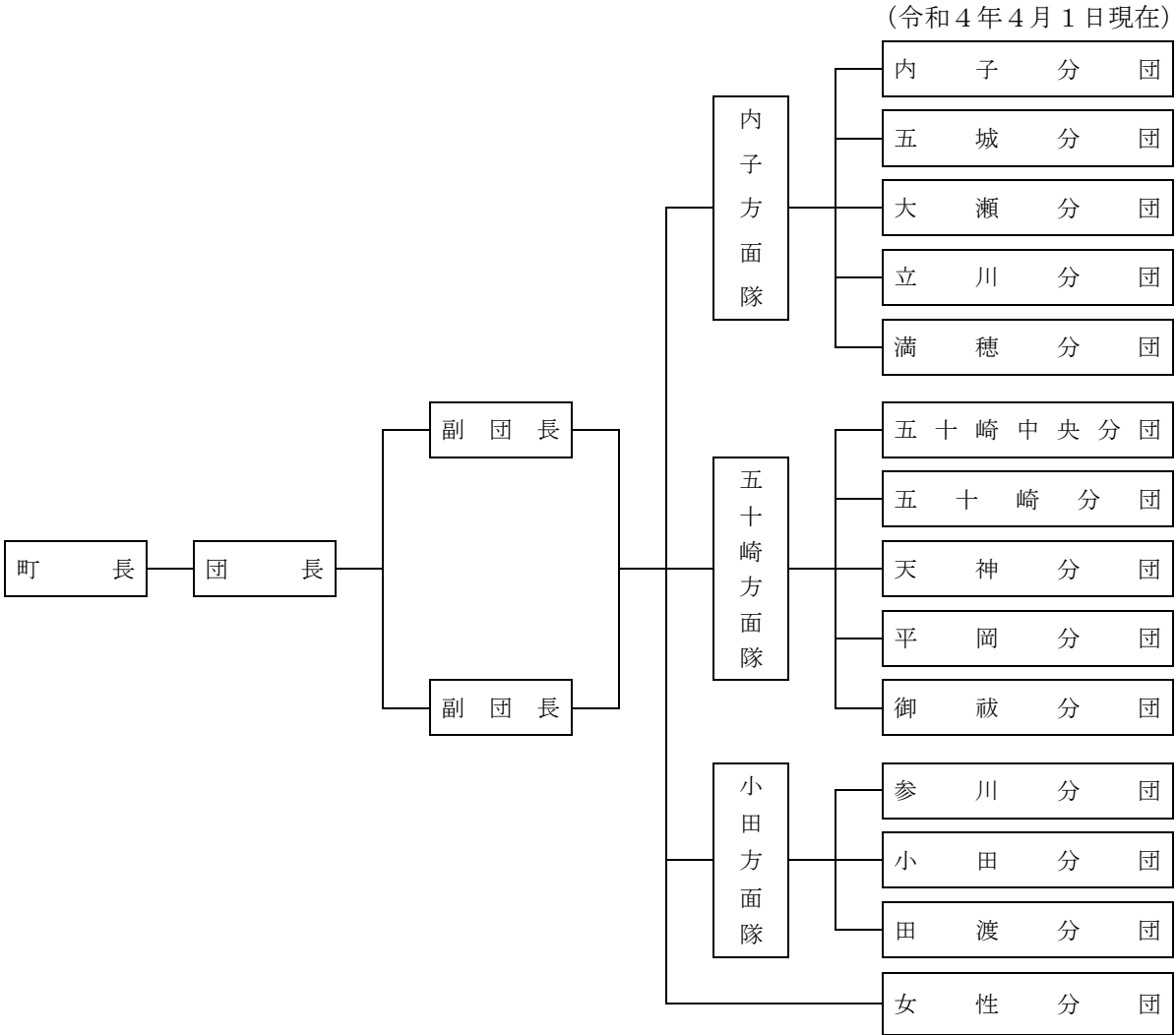
(令和4年4月1日現在)

1 大洲地区広域消防事務組合保有救助資機材一覧

品 名		大 洲 消 防 署			内子消防署		合 計
		本 署	長 浜 支 署	川 上 支 署	本 署	小 田 出 張 所	
一般救助 用具	か ぎ 付 は し ご	4	1	1	2		8
	三 連 は し ご	4	1	1	3		9
	金 属 折 り た た み は し ご	1			1		2
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	1			1		2
	救 命 索 発 射 銃	1			1		2
	サ バ イ バ ー ス リ ン グ	6	4	2	6	2	20
	平 担 架						0
重 量 物 排 除 用 具	油 圧 ジ ャ ッ キ	2			1		3
	油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	2			2		4
	可 搬 式 ウ イ ン チ	1	1	1	3	1	7
	ワ イ ヤ ロ ー プ	16	8	2	25	7	58
	マ ン ホ ー ル 救 助 器 具	1			1		2
切 断 用 具	油 圧 切 断 機	2	1	2	2	1	8
	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	3	1	2	2	1	9
	ガ ス 溶 断 器	1			1		2
	チ ェ ー ン ソ ー	3	1	2	2	1	9
	鉄 線 カ ッ タ ー	9	2	2	5	2	20
破 壊 用 具	万 能 斧	8	3	1	5	2	19
	ハ ン マ ー	2	2	1	2	1	8
	携帯用コンクリート破壊器具	1			1		2
測 定 用 具	可 燃 性 ガ ス 測 定 器	2	1	1	1	1	6
	有 毒 ガ ス 測 定 器	1	1				2
	放 射 線 測 定 器				※組合保有数		20
呼 吸 保 護 用 具	空 気 呼 吸 器	18	5	4	7	3	37
	空 気 ボ ン ベ	49	15	15	23	6	108
隊 員 保 護 用 器 具	耐 電 手 袋	9	2	2	4	2	19
	安 全 帯	9	3	3	6	3	24
	携 帯 警 報 器	15	5	4	7		31
	防 毒 マ ス ク	55					55
	陽 圧 式 化 学 防 護 服	4					4
	耐 熱 服	4			2		6
	放射線防護服(個人用線量計含)				※組合保有数		360
水 難 救 助 用 具	潜 水 器 具 一 式	3	2				5
	流 水 救 助 器 具 一 式	6					6
	救 命 胴 衣	40	23	10	15	5	93
	救 命 浮 環	10	3	1	2	1	17
	救 命 ボ ー ト	3	1		1		5
	船 外 機	1	1				2
	水 上 オ ー ト バ イ	1					1
山岳救助用器具	バ ス ケ ッ ト 型 担 架	1	1	1	1		4
その他の 救 助 用 具	投 光 器 一 式	8	1	2	4	1	16
	携 帯 投 光 器	9	2	4	8		23
	携 帯 拡 声 器	10	1	3	3	1	18
	携 帯 無 線 機	43	14	10	16	5	88
	応 急 処 置 用 セ ッ ト	2	1		2		5
	そ の 他 の 携 帯 救 助 工 具	1	1				2

2 内子町消防団の機構、団員数及び保有機械

(1) 機構



(2) 団員数

(令和4年4月1日現在)

階級別 分団名	団長	副団長	副団長格		分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
			方面隊長	副隊長						
団本部	1	2								3
内子方面隊			1	1	5	5	22	70	250	354
五十崎方面隊			1	1	5	4	16	34	125	186
小田方面隊			1	1	3	3	10	31	125	174
女性分団					1		1	2	12	16
合計	1	2	3	3	14	12	49	137	512	733

(3) 保有機械

(令和4年4月1日現在)

種別 方面隊	ポ ン プ 車	小型ポンプ積載車	小 型 ポ ン プ
内 子 方 面 隊	2	23	23
五 十 崎 方 面 隊	1	16	18
小 田 方 面 隊	1	11	11
小 計	4	50	52

3 消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

種 別 地区別				内 子 町			
					内 子	五 十 崎	小 田
消 火 栓	管 径	300mm以上					
		250mm		1		1	
		200mm		21	12	9	
		150mm		84	55	25	4
		125mm					
		100mm		119	76	27	16
		75mm		243	110	108	25
	小 計			468	253	170	45
防 火 水 槽	容 量	40m³以上	有 蓋	99	24		75
			無 蓋	11	9		2
		20m³以上 40m³未満	有 蓋	28	14	7	7
			無 蓋	33	23	8	2
	小 計			171	70	15	86
	指 定 水 利						
合 計				639	323	185	131

〔協 定〕

○災害協定締結の状況

(令和4年11月現在)

No.	協定名称	協定団体名	協定締結年月日
1	大洲市・内子町における消防相互応援協定書	大洲市	平成17年9月1日
2	伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書	伊予消防等事務組合・大洲地区広域消防事務組合・大洲市・伊予市・砥部町・久万高原町	平成17年11月1日
3	大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書	大洲市・西予市・大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
4	松山自動車道消防相互応援協定書	伊予市・大洲市・伊予消防等事務組合・大洲地区広域消防事務組合	平成17年11月1日
5	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県・愛媛県内市町・宇和島地区広域事務組合・八幡浜地区施設事務組合・大洲地区広域消防事務組合・伊予消防等事務組合	平成18年3月1日
6	安全・安心情報等提供協定書	大洲市・大洲警察署・(株)ケーブルネットワーク西瀬戸	平成19年6月1日
7	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーポ・リンク(株)	平成21年2月2日
8	災害時における応急対応業務の協力に関する協定	えひめ中央農業協同組合	平成21年9月5日
9	災害時の減災活動に関する協定書	内子町森林組合	平成22年1月7日
10	災害時における応急対応業務の協力に関する協定書	(社)愛媛県エネルギーガス協会 大洲支部	平成22年9月21日
11	災害時における応急対応業務に関する協定	内子町商工会 建設部会	平成22年10月6日
12	ヘリテレ映像の提供に関する協定	愛媛県	平成23年3月1日
13	災害支援協力に関する協定	愛媛ゴルフ(株)	平成23年7月21日
14	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局長	平成23年10月26日
15	四国西南サミット災害時相互応援協定	愛媛県、高知県内 13市町村	平成24年5月21日
16	環境自治体会議災害支援協定(略称)	環境自治体会議構成市町村30団体	平成24年6月6日
17	災害時における支援協力に関する協定	内子町商工会 商業部会	平成24年7月23日
18	災害時等における物資供給協力に関する協定書	生活協同組合コープえひめ	平成24年11月2日
19	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	愛媛県土地家屋調査士会	平成25年2月27日
20	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国キャンティーン(株)	平成25年10月30日
21	非常災害時における相互応援に関する協定	東京都豊島区	平成25年12月10日
参考	消防応援協定 (※R3.9.1小田分団との協定に変更)	小田特別養護老人ホーム緑風荘と小田分団	平成26年4月1日
22	災害時の協力に関する協定書	四国電力(株)宇和島支店	平成26年11月12日
23	減災を目的とした防災ARに関する協定書	(社)全国防災共助協会	平成27年8月3日
24	災害発生時における内子町と内子町内郵便局の協力に関する協定	内子町内郵便局	平成27年8月11日
25	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県・愛媛県内市町	平成28年2月17日
26	災害の動物救護活動に関する協定書	(社)愛媛県獣医師会	平成29年9月1日
27	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン 四国エリア統括部	平成29年9月11日
28	災害時における被災者支援に関する協定書	愛媛県行政書士会	平成29年9月19日
29	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	愛媛県・愛媛県内市町・えひめ産業資源循環協会	令和1年6月24日

No.	協定名称	協定団体名	協定締結年月日
30	愛媛県消防広域相互応援協定書	愛媛県・愛媛県内市町	令和2年3月31日
31	愛媛県消防団広域相互応援協定書	愛媛県・愛媛県内市町	令和2年3月31日
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフージャパン	令和3年4月19日
33	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人日本石材産業協会愛媛支部	令和4年3月4日
34	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人愛媛県薬剤師会大洲支部	令和4年3月28日
35	災害時の医療救護活動に関する協定書	大洲地区広域消防事務組合・一般社団法人喜多医師会	令和4年3月28日
36	南予地区広域消防相互応援協定書	西予市・愛南町・八幡浜地区施設事務組合・宇和島地区広域事務組合・大洲地区広域消防事務組合	令和4年3月31日

〔条 例 等〕

○内子町国民保護協議会条例

〔平成18年 6 月28日〕
〔 条 例 第 69 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、内子町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事10人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○内子町国民保護対策本部及び内子町緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年6月28日〕
〔条 例 第 68 号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、内子町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び内子町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、内子町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月 1 日

内閣府告示第229号

最新改正 平成28年 3月31日内閣府告示第113号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設

置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,660,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,660,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めることにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の搜索及び救出
- ニ 死体の搜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

○避難実施要領のパターン作成に当たって

○ 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

町においては、「住民の避難誘導」が国民の保護に係る最も重要な措置の一つであるため、事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされている。

＜国民の保護に関する基本指針（P28・29）＞

- 町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
- 町は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際、関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。

この、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、総務課国民保護担当を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

○ 避難実施要領のパターン作成例

弾道ミサイル攻撃の場合

堅牢な建物や地下に屋内避難させることが基本

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知 事

避難の指示

町 長

避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべて市町村に着弾の可能性があります。対応を考える必要がある。

第1例

避難実施要領

内 子 町 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備された場合には、国において、町の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテーブルで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難行動要支援者名簿」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

国の指示がある場合は要避難地域からの避難等を迅速に実施
緊急の場合は、緊急通報の発令、退避の指示等により危険な地域への立入りを禁止

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、市街地の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

第2例 比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領

内 子 町 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、内子町地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。
(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)
知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

内子町は、A・B・C地区住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、〇〇町〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇町〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため町職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員(消防職員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を手し

て、避難実施要領に反映させる。

- (※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、町保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

- (※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 市街地において、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

- (※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「要配慮者支援班」を設置し、「避難行動要支援者名簿」に沿って、次の対応を行う。

- a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 総務部・福祉保健部を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市街地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：町役場

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇町〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇町の支援を受ける。

○比較的時間的な余裕がある場合の避難指示例

避難の指示

愛媛県知事

○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) 内子町○○地区の住民は、○○町○○地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、内子町避難実施要領による。

※ A町職員の誘導に従って避難する。

(2) 内子町○○地区の住民は、○○町○○地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に○○地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

第3例 昼間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

内 子 町 長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報を基に、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT（Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

○ 弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難指示例

避難の指示

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当する内子町○○地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内にとどまること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難指示例

避難の指示

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

- ○○地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

- △△地区の住民については、市町長による誘導に従い、××地区へ避難すること。

健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

第4例 市街地における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領

内 子 町 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の内子町〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

内子町は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 町における体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話

に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。
また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

- 町の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
- 特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：町役場
- イ 現地調整所設置場所：○○

航空攻撃の場合

弾道ミサイルと同様の対応

着上陸侵攻の場合

国の総合的な方針を踏まえて対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び要配慮者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 町の対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設けられた場合には、当該本部に町の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対する過剰な反応（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報を基に丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 要配慮者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

- ＮＢＣ攻撃のように、ＮＢＣによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内にとどまる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 総務課及び福祉課を中心とした横断的な組織としての「要配慮者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「個別避難計画」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等） 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「個別避難計画」を策定するためには、避難行動要支援者名簿情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に直接働きかけ、個別避難計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての個別避難計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	町が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 参考「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）

- 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等における、地域防災計画において定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項を整理し、作成前に対処しておくことが必要である。

※ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）より

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かうことや避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に学校に戻るなど、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組を円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供したりすることは、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組が高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組を行う民間企業をPRすることなどより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組の促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 町においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組は、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

〔様 式〕

○安否情報関係様式

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第 4 号（第 3 条関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者		
住所 (居所)		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第 5 号（第 4 条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
○○市（町村）

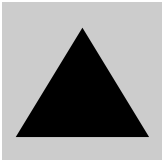
- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - 発生日時 平成 年 月 日
 - 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
		(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

表面	裏面					
 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD  国民保護措置に係る職務等を行う者用 _____for civil defence personnel_____ 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的 な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によっ て保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> </table> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">印章/Stamp</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____				
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder					

（日本工業規格A 7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

〔そ の 他〕

○火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

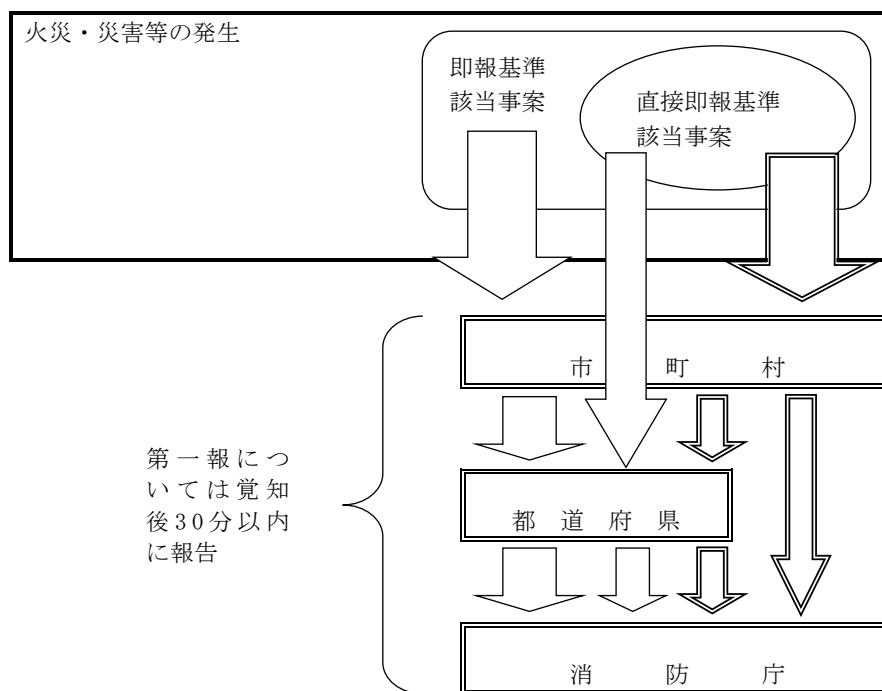
- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下、第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対し

ても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第一報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（1）様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。な

お、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記（1）から（4）にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

（ア）建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災

又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (オ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）について

ても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故・武力攻撃災害等即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況につい

て記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

〈災害即報〉

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他 (消防ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

		第 報			
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、) (第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部 (署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	年 月 日 時 分						
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者		人	重症		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟	
		不 明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟	
	119番通報の件数														
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)								
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その 出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注） 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害状況即報)

※被害額は省略することができるものとする。 ※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

○国民保護計画用語集

あ

○安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議をいう。

○安否情報（国民保護法第94条第1項）

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報をいう。

○eラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育方法をいい、消防団員や自主防災組織のリーダーに対する研修方法のひとつである。

○受入地域（国民保護法第58条第3項）

都道府県の区域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域をいう。

○NBC攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を用いた兵器による攻撃の総称をいう。

- ① 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

- ② 生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等

- ③ 化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

例 神経剤系 サリン、タブリン、ソマン、VX等

びらん系 マスタード・ガス、ルイサイト等

血液剤系 シアン系（青酸）等

窒息剤系 ホスゲン・ガス等

○応急公用負担（国民保護法第113条）

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償の下に人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

○応急措置（国民保護法第112条～第114条）

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等をいう。

○応急の復旧（国民保護法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいう。

か

○救 援（国民保護法第75条）

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。

○緊急交通路（災害対策基本法第76条第1項）

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路をいう。

○緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

○緊急対処事態対処方針（事態対処法第25条第1項）

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針をいう。

○緊急対処保護措置（国民保護法第178条第1項、事態対処法第25条）

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

○緊急通行車両（国民保護法第155条第1項）

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものをいう。

○緊急通報（国民保護法第99条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報をいう。

○警戒区域（国民保護法第114条第1項、第2項）

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。

○警 報（国民保護法第44条）

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。

○現地調整所（国民保護法第28条8項）

武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。

○国民の保護のための措置（国民保護法第2条第3項、事態対処法第22条第1号）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことである。

○国民保護協議会（国民保護法第39条）

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となるものをいう。

○国民保護協議会委員（国民保護法40条）

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者をいう。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

○国民保護業務計画（国民保護法第36条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

○国民保護計画（国民保護法第33条～35条）

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

○国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4）

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

さ

○指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、次に掲げるものをいう。

平成24年9月19日時点では、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省の25機関が指定されている。

○指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

令和4年4月1日現在、104機関が指定されている。

○指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号）

政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、次に掲げるものをいう。

沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部の25地方機関

○指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

○生活関連等施設（国民保護法第102条）

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

○対処基本方針（事態対処法第9条）

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

○対処措置（事態対処法第2条第7号）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがある。

○ダーティボム

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜に致死又は悪影響を与えることを目的とする兵器をいう。

○弾道ミサイル

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルのことをいう。

○治安出動（自衛隊法第78条）

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

○特定物資（国民保護法第81条第1項）

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。

○トリアージ

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源の下で最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

○非常通信協議会（電波法第74条の2）

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。

○避難先地域（国民保護法第52条第2項第2号）

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

○避難施設（国民保護法第148条）

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設をいう。

○避難実施要領（国民保護法第61条）

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。

○武力攻撃（事態対処法第2条第1号）

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

○武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項）

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

○武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法第97条第1項）

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。

○武力攻撃事態（事態対処法第2条第2号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○武力攻撃予測事態（事態対処法第2条第3号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義している。

○防衛出動（自衛隊法第76条）

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

や

○要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号）

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。



内子町国民保護計画
(令和5年3月改訂)

【発行者】内子町総務課 危機管理班
【電話】0893-44-2111
【FAX】0893-44-4300
